

○窓口業務における受付日時について

令和4年1月25日

交総第51号

警察本部長

窓口業務における受付日時について（通達）

みだしのことについては、次のとおり窓口業務における受付日時を定め、令和4年2月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 対象となる窓口業務

本通達の対象となる窓口業務及び業務主管課は、次表のとおりとする。

窓口業務	業務主管課
安全運転管理者等に関する届出	交通部交通総務課
道路使用許可の申請	交通部交通規制課

2 受付日時

対象となる窓口業務における受付日時は、埼玉県の日を定める条例（平成元年埼玉県条例第3号）第1条第1項各号に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後4時15分までとする。

実施日

この通達は、令和4年2月1日から実施する。